

令和6年度の住民税（町・県民税）の改正のお知らせ

住民税に関する主な改正の内容についてお知らせします。所得税に関する内容については、国税庁ホームページや最寄りの税務署までお問合せください。

○森林環境税（国税）の創設

温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止を図るための森林整備に必要な地方財源を確保する観点から「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が成立し、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。

森林環境税は、令和6年度から町民税・県民税の均等割と併せて、国税として1人年額1,000円が賦課徴収され、その税収の全額が森林環境税譲与税として都道府県・市区町村に譲与されます。

なお、「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」が公布され、平成26年度から均等割が1,000円増額していましたが、こちらは令和5年度をもって終了するため、均等割の合計額の変更はありません。

令和5年度まで			令和6年度から		
均等割 (5,300円)	町民税	3,000円	国税 (1,000円)	森林環境税	1,000円
	臨時特例	500円			
	県民税	1,300円	均等割	町民税	3,000円
	臨時特例	500円	(4,300円)	県民税	1,300円

○上場株式等に係る配当所得等の課税方式の統一

令和5年度までは、上場株式等の配当所得や譲渡所得等について、所得税と町民税・県民税で異なる課税方式の選択が可能でしたが、令和6年度から所得税と町民税・県民税の課税方式を一致させることとなりました。

そのため、令和6年度（令和5年分）からは、所得税と町民税・県民税での異なる課税方式の選択ができません。所得税で申告不要を選択した場合は、町民税・県民税でも申告不要となり、所得税で確定申告をした場合は、町民税・県民税においても申告したことになります。

選択する課税方式によっては町民税・県民税の合計所得金額が増加し、配偶者控除や扶養控除などの判定、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料及び介護保険料などの算定に影響が出る場合があります。

○国外居住親族に係る扶養控除の見直し

30歳以上70歳未満の国外居住親族は、扶養控除の対象及び非課税限度額等の算定基準から除外

されることとなりました。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、扶養親族の適用対象者となります。

- ・留学により、住所及び居所を有しなくなった者
- ・障害者
- ・その居住者からその年における生活費又は教育費に充てるための支払を 38 万円以上受けている者
（国外居住親族に係る扶養控除等の適用を受ける場合は、提出又は提示が必要な書類があります。
詳細は、国税庁ホームページをご確認ください。）

※町民税・県民税の定額減税については、改めてホームページ内でお知らせします。